

NPO法人Laeta定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人Laeta という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区坪井六丁目14番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達障害児者、知的障害児者及びその家族・支援者に対して、地域の中で豊かな生活を営む力の育成に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害児通所支援事業
- (2) 療育支援事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) 小規模保育事業
- (5) 一時預かり事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、会の活動や事業に積極的に参画する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、人的及び経済的に支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度少なくとも 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会又は理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

らない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める法人又は団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 安永 アイ子

副理事長 佐澤 ちえ子

理事 大村 泰子

監事 高田 英明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 2,000円 年会費 1,000円

(2) 賛助会員

一口 1,000円(何口でも可)(1年間)

施行 平成23年(2011年)7月26日

令和 8 年度事業計画

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

法人名：NPO 法人 Laeta

1 事業実施の方針

- ・「丁寧な発達支援と保護者支援」をキーワードに、子どもや保護者の思いに寄り添いながら一人ひとりのニーズを的確に把握し丁寧な発達支援を行うと共に、園や学校、関係機関との密な連携により子どもや保護者を支えるネットワークづくりの充実をめざす。
- ・園や学校、他の機関との関係において、共に子どもとその家族を支援する立場であることを踏まえ、目的や強みを生かした支援をめざす。
 - ① 障害児通所支援事業は、実施予定なし。
 - ② 療育支援事業として、随時、発達に係る相談・園学校訪問、電話相談を実施予定。
 - ③ 子育て支援事業として、子育て全般に関する講師派遣、電話相談などを行う。
 - ④ 小規模保育事業「保育園とことこ」では、本年度も子どもの育ちの土台づくりと 保育士が関わることで子どもの伸びる芽を摘むことのないよう、意図を持った愛情豊かな保育をめざす。
 - ・子どもの観察を十分に行い子どもの言動の背景にある理由・意味を探り、保育士としての関わりを振り返り、工夫や自身の学びにつなげる研修の機会を増やす。
 - ・連携園として宇土市立花園幼稚園、轟保育園と情報共有を図りながら相互支援を進める。幼稚園までの散歩や園庭利用を積極的に実施し、連携及び地域とのつながりを積極的に進める。
 - ・今後の運営の継続に向けて、全職員で現状を理解し、それぞれの立場でできることを模索しチャレンジする。
 - ⑤ 一時保育の実施。本年度からのスタートであるため、保護者のニーズを探り、保護者のレスパイ的な目的を中心に事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
①障害児 通所支援事業	・ 保育所等訪問支援事業	休止	休止	0	0 人	0
②療育支援事業	・ 相談（面談） ・ 電話相談 ・ 園、学校訪問	通年	熊本県	1 人	熊本県のべ 5 人	10
③子育て支援事業	・ 講師派遣 ・ 電話相談 ・ 園訪問	通年	熊本県	2 人	熊本県のべ 5 人	10
④小規模保育事業	・ 小規模保育 A 型事業	6 日/週	宇土市	1 0 人	熊本県 1 2 人	37, 500
⑤一時預かり事業	・ 一時保育	5 日/週	宇土市	1 人	宇土市 1 0 人	3, 000

(法第10条第1項関係様式例)

令和8年度活動予算書
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(法人名: NPO法人Laeta)

科目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	14,000		
賛助会員受取会費	1,000		
入会費	4,000	19,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
障害児通所支援事業収益	0		
療育支援事業収益	0		
子育て支援事業収益	0		
小規模保育事業	38,000,000		
一時預かり事業収益	3,000,000	41,000,000	
5 その他収益			
受取利息	3,000		
雑収入	0	3,000	
経常収益計			41,022,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	26,000,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	3,500,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	29,600,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	50,000		
車両費	120,000		
通信費	200,000		
教材費	30,000		
事務消耗品費	10,000		
備品消耗品費	500,000		
水道光熱費	750,000		
地代家賃	5,000,000		
給食費	800,000		
保健衛生費保育	500,000		
保育材料費	5,000		
減価償却費	800,000		
保険料	800,000		
新聞図書費	10,000		
諸会費	10,000		
租税公課	10,000		
研修費	10,000		
支払手数料	30,000		
業務委託費	30,000		
リース料	800,000		
修繕費	200,000		
保安保守料	200,000		
雑費	30,000		
その他経費計	10,920,000		
事業費計		40,520,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
通信費	30,000		
事務消耗品費	10,000		
備品消耗品費	50,000		
諸会費	5,000		
租税公課	5,000		
研修費	20,000		
業務委託費	300,000		
慶弔費	30,000		
雑費	2,000		
その他経費計	502,000		
管理費計		502,000	
経常費用計			41,022,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			55,907,256
次期繰越正味財産額			55,907,256

活動予算書の注記（令和8年度）

法人名： NPO法人Laeta

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によります。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産：定額法
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当なし
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当なし
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	療育支援事業	子育て支援事業	小規模保育事業費	一時預かり事業費	合 計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	24,600,000	1,400,000	26,000,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	3,200,000	300,000	3,500,000
福利厚生費	0	0	90,000	10,000	100,000
人件費計	0	0	27,890,000	1,710,000	29,600,000
(2) その他経費					
印刷製本費	0	0	5,000	5,000	10,000
会議費	0	0	15,000	0	15,000
旅費交通費	0	0	50,000	0	50,000
車両費	5,000	5,000	110,000	0	120,000
通信費	5,000	5,000	185,000	5,000	200,000
教材費	0	0	30,000	0	30,000
事務消耗品費	0	0	10,000	0	10,000
備品消耗品費	0	0	500,000	0	500,000
水道光熱費	0	0	750,000	0	750,000
地代家賃	0	0	3,800,000	1,200,000	5,000,000
給食費	0	0	800,000	0	800,000
保健衛生費	0	0	480,000	20,000	500,000
保育材料費	0	0	5,000	0	5,000
減価償却費	0	0	800,000	0	800,000
保険料	0	0	750,000	50,000	800,000
新聞図書費	0	0	10,000	0	10,000
諸会費	0	0	10,000	0	10,000
租税公課	0	0	10,000	0	10,000
研修費	0	0	10,000	0	10,000
支払手数料	0	0	30,000	0	30,000
業務委託費	0	0	30,000	0	30,000
リース料	0	0	800,000	0	800,000
修繕費	0	0	200,000	0	200,000
保安保守料	0	0	200,000	0	200,000
雑費	0	0	20,000	10,000	30,000
その他経費計	10,000	10,000	9,610,000	1,290,000	10,920,000
合 計	10,000	10,000	37,500,000	3,000,000	40,520,000

令和 9 年度事業計画

令和 9 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

法人名：NPO 法人 Laeta

1 事業実施の方針

- ・「丁寧な発達支援と保護者支援」をキーワードに、子どもや保護者の思いに寄り添いながら一人ひとりのニーズを的確に把握し丁寧な発達支援を行うと共に、園や学校、関係機関との密な連携により子どもや保護者を支えるネットワークづくりの充実をめざす。
- ・園や学校、他の機関との関係において、共に子どもとその家族を支援する立場であることを踏まえ、目的や強みを生かした支援をめざす。
 - ① 障害児通所支援事業は、実施予定なし。
 - ② 療育支援事業として、随時、発達に係る相談・園学校訪問、電話相談を実施予定。
 - ③ 子育て支援事業として、子育て全般に関する講師派遣、電話相談などを行う。
 - ④ 小規模保育事業「保育園とことこ」では、本年度も子どもの育ちの土台づくりと 保育士が関わることで子どもの伸びる芽を摘むことのないよう、意図を持った愛情豊かな保育をめざす。
 - ・子どもの観察を十分に行い子どもの言動の背景にある理由・意味を探り、保育士としての関わりを振り返り、工夫や自身の学びにつなげる研修の機会を増やす。
 - ・連携園として宇土市立花園幼稚園、轟保育園と情報共有を図りながら相互支援を進める。幼稚園までの散歩や園庭利用を積極的に実施し、連携及び地域とのつながりを積極的に進める。
 - ・今後の運営の継続に向けて、全職員で現状を理解し、それぞれの立場でできることを模索し、専門性を活かした保育に積極的にチャレンジする。
 - ⑤ 一時保育の実施。前年度の利用状況や保護者のニーズを考え、保護者のレスパイト的な目的を中心に事業を行い広く周知に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
①障害児 通所支援事業	・ 保育所等訪問支援事業	休止	休止	0	0 人	0
②療育支援事業	・ 相談（面談） ・ 電話相談 ・ 園、学校訪問	通年	熊本県	1 人	熊本県のべ 5 人	10
③子育て支援事業	・ 講師派遣 ・ 電話相談 ・ 園訪問	通年	熊本県	2 人	熊本県のべ 5 人	10
④小規模保育事業	・ 小規模保育 A 型事業	6 日/週	宇土市	1 0 人	熊本県 1 2 人	37, 500
⑤一時預かり事業	・ 一時保育	5 日/週	宇土市	1 人	宇土市 1 0 人	3, 000

科目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	14,000		
賛助会員受取会費	1,000		
入会費	4,000	19,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
障害児通所支援事業収益	0		
療育支援事業収益	0		
子育て支援事業収益	0		
小規模保育事業	38,000,000		
一時預かり事業収益	3,000,000	41,000,000	
5 その他収益			
受取利息	3,000		
雑収入	0	3,000	
経常収益計			41,022,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	26,000,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	3,500,000		
福利厚生費	100,000		
人件費計	29,600,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	15,000		
旅費交通費	50,000		
車両費	120,000		
通信費	200,000		
教材費	30,000		
事務消耗品費	10,000		
備品消耗品費	500,000		
水道光熱費	750,000		
地代家賃	5,000,000		
給食費	800,000		
保健衛生費保育	500,000		
保育材料費	5,000		
減価償却費	800,000		
保険料	800,000		
新聞図書費	10,000		
諸会費	10,000		
租税公課	10,000		
研修費	10,000		
支払手数料	30,000		
業務委託費	30,000		
リース料	800,000		
修繕費	200,000		
保安保守料	200,000		
雑費	30,000		
その他経費計	10,920,000		
事業費計		40,520,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	10,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
通信費	30,000		
事務消耗品費	10,000		
備品消耗品費	50,000		
諸会費	5,000		
租税公課	5,000		
研修費	20,000		
業務委託費	300,000		
慶弔費	30,000		
雑費	2,000		
その他経費計	502,000		
管理費計		502,000	
経常費用計			41,022,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			55,907,256
次期繰越正味財産額			55,907,256

活動予算書の注記（令和9年度）

法人名： NPO法人L a e t a

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産：定額法
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
該当なし
- (3) ボランティアによる役務の提供
該当なし
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	療育支援事業	子育て支援事業	小規模保育事業費	一時預かり事業費	合 計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	24,600,000	1,400,000	26,000,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	3,200,000	300,000	3,500,000
福利厚生費	0	0	90,000	10,000	100,000
人件費計	0	0	27,890,000	1,710,000	29,600,000
(2) その他経費					
印刷製本費	0	0	5,000	5,000	10,000
会議費	0	0	15,000	0	15,000
旅費交通費	0	0	50,000	0	50,000
車両費	5,000	5,000	110,000	0	120,000
通信費	5,000	5,000	185,000	5,000	200,000
教材費	0	0	30,000	0	30,000
事務消耗品費	0	0	10,000	0	10,000
備品消耗品費	0	0	500,000	0	500,000
水道光熱費	0	0	750,000	0	750,000
地代家賃	0	0	3,800,000	1,200,000	5,000,000
給食費	0	0	800,000	0	800,000
保健衛生費	0	0	480,000	20,000	500,000
保育材料費	0	0	5,000	0	5,000
減価償却費	0	0	800,000	0	800,000
保険料	0	0	750,000	50,000	800,000
新聞図書費	0	0	10,000	0	10,000
諸会費	0	0	10,000	0	10,000
租税公課	0	0	10,000	0	10,000
研修費	0	0	10,000	0	10,000
支払手数料	0	0	30,000	0	30,000
業務委託費	0	0	30,000	0	30,000
リース料	0	0	800,000	0	800,000
修繕費	0	0	200,000	0	200,000
保安保守料	0	0	200,000	0	200,000
雑費	0	0	20,000	10,000	30,000
その他経費計	10,000	10,000	9,610,000	1,290,000	10,920,000
合 計	10,000	10,000	37,500,000	3,000,000	40,520,000